

平成25年6月25日  
沖縄総合事務局開発建設部  
港湾空港防災・危機管理課

### 国土交通省が所有する港湾施設の実地監査結果の公表

国土交通省が公用財産として所有する港湾施設は、港湾法第54条又は第54条の2、北海道開発のためにする港湾工事に関する法律第4条第2項又は第5条第1項若しくは沖縄振興特別措置法第108条第6項又は第8項の規定に基づき港湾管理者にその管理を委託しています。

沖縄総合事務局が港湾管理者にその管理を委託した港湾施設は、港湾管理者により適正に一般公衆の利用に供され、適時適切な維持管理がなされる必要があります。

そこで、沖縄総合事務局では委託した港湾施設の管理の状況について、港湾法施行令第17条の9の規定に基づき監査を実施し、管理の適正化が図られるよう努めているところです。

平成24年度に沖縄総合事務局で実施した監査の結果は以下のとおりでしたので、公表します。

## 港湾法施行令第17条の9の規定に基づく実地監査結果（沖縄総合事務局）

問合せ先

連絡先

開発建設部  
港湾空港防災・危機管理課

098-866-1906

	港湾名	港湾管理者	施設名	是正を要する事項		
				内容	処理方針	措置状況
平成24年度 実地監査分	金武湾港	沖縄県	-	該当なし		
	中城湾港	沖縄県	-	該当なし		
	兼城港	沖縄県	-	該当なし		